

短徑一尺八寸四分表面には、

建仁三年癸亥

正月廿九日

十一月十九日造立之

梵字湍惠菩薩

春日大明神

嘉禎二年甲丙

御詫宜之處

比丘喜海謹記

右側に願主沙彌淨宗裏面には弁透再建の記文が刻されてある。こゝは元湯淺宗光が邸宅の趾で建仁三年正月廿九日及び其後數回に涉つて春日大明神が多く比丘尼如空の參詣人中に出現して上人渡唐を諫止したところと云はれ弘長三年宗業が施入佛寺となしたところである。而して喜海編春日大明神御詫宜記や春日權現驗記繪卷第十六第十七の兩卷は此の所の出來事を書畫したものととして著名である。

(七)神谷 有田川沿ひの道路から約五百尺位高所の鶯ヶ峯の山裾部段畑の水田に臨める畦畔にあり。西に千葉山北に鶯ヶ峯を控へ西南眼下に有田川を望める景勝の地である。卒都婆は同じく御影石で作られたものであるが幾度かの山崩に上半を失ひ今存するものは約三分の一で西面して臺石上に建てられてゐる。現存部高二尺五分幅八寸二分厚九寸臺石は徑三尺五寸高さは埋没して計る事が出來ぬ東西白上有田郡田殿村大字大谷後立吉原系野星尾等に存する分に参照し且つ喜海の卒都婆銘記によつて考察するに本卒都婆には蓋しその表面上半部には、

建仁末比

梵字金剛幢菩薩

大佛頂法

修業之處

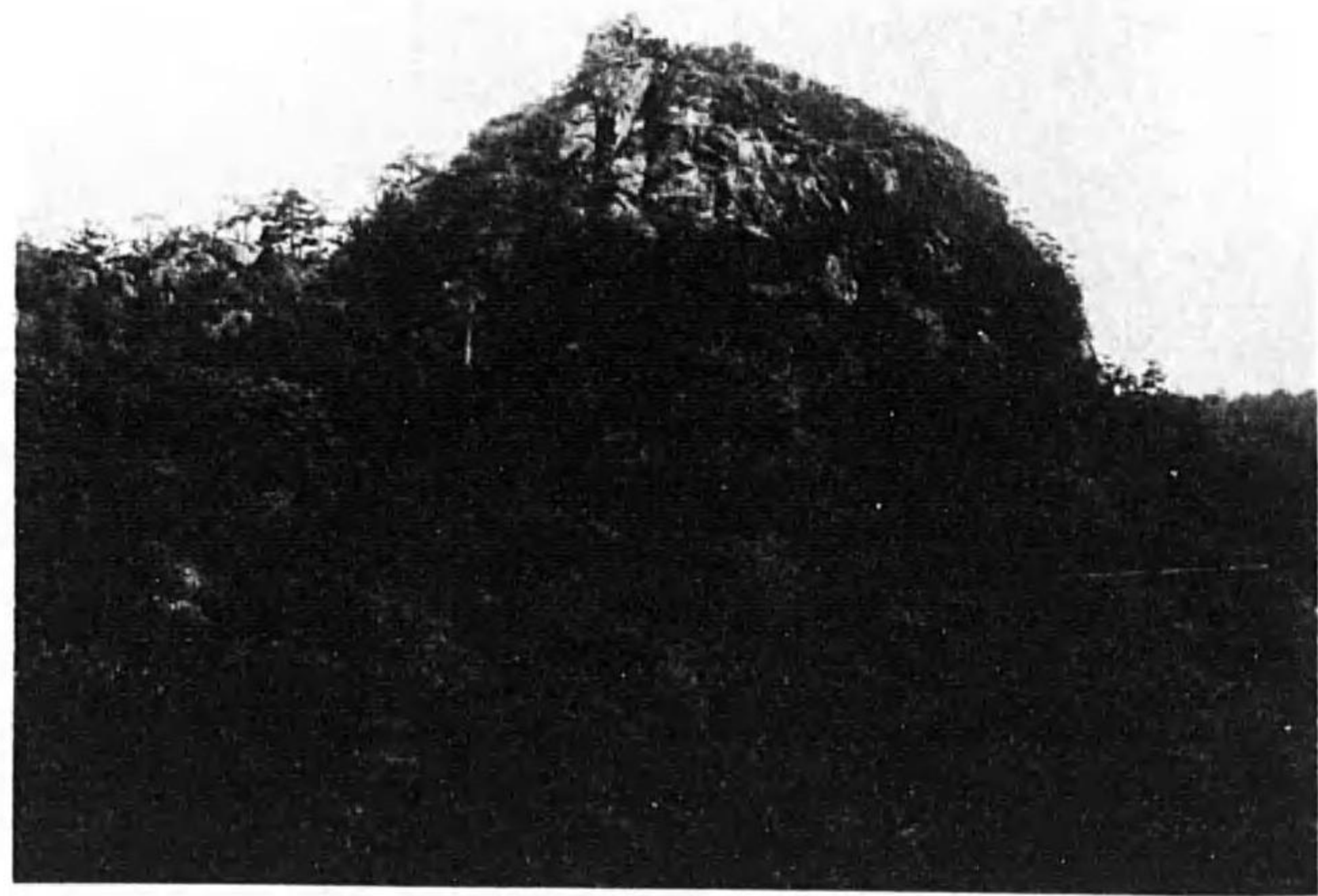
と刻されたものと考へられる。現存殘部には嘉禎二年甲丙十一月十九日造立之比丘喜海謹記の一部がかすかに認められる外側面に諸人結緣衆寸の文字が刻されてある。

抑も明惠紀州遺蹟卒都婆は初め嘉禎三年その高足喜海等が木造卒都婆を建て、表彰せしに始まるのであるが後朽損したので興國五年即ち康永三年に比丘弁透一族を勸進し資を募り現在の御影石のものを建てたのである。而して指定した上記七ヶ所の他に有田郡田殿村大字大谷崎山村大字大谷なる承元四年光顯抄を製し又華嚴大疏演義抄を講じた處の分が加はり全部で八ヶ所で世に上人八所遺蹟として古來厚く崇敬されてゐたのである。但し崎山の分は早くその卒都婆を失つて所在地點の明らかでないのは誠に遺憾の次第である。

紀州に於ける明惠關係の遺蹟は獨り上記の地のみではないが最も關係深いその誕生地を始め、その經廻練行の地八所を選び卒都婆を建て遺蹟を顯彰せし所以は栖原施無畏寺藏喜海記卒都婆銘の卷首に以華嚴八會表法教主爲卒都婆之尊主とあるので所謂華嚴說處八會に擬へて八所を撰定しその卒都婆表示の主尊とした由來が分る。卒都婆銘には上文の次に有田郡田殿村梅尾上人御房紀州御遺跡卒都婆銘眉間八尺書銘とあり。次に吉原以下八所の卒都婆銘文が書かれ終りに嘉禎二年甲丙八月七日爲送遺紀州惠光房許於梅尾竹内住房注記之喜海卒都婆面廣一尺一寸八地三尺厚九寸眉間一丈地上地一丈三地下合一丈三尺と書いてある。康永三年に比丘弁透が現存の石造卒都婆に改めて建立するに當ては恐らく此の遺文に據られた

ものと思はれる。

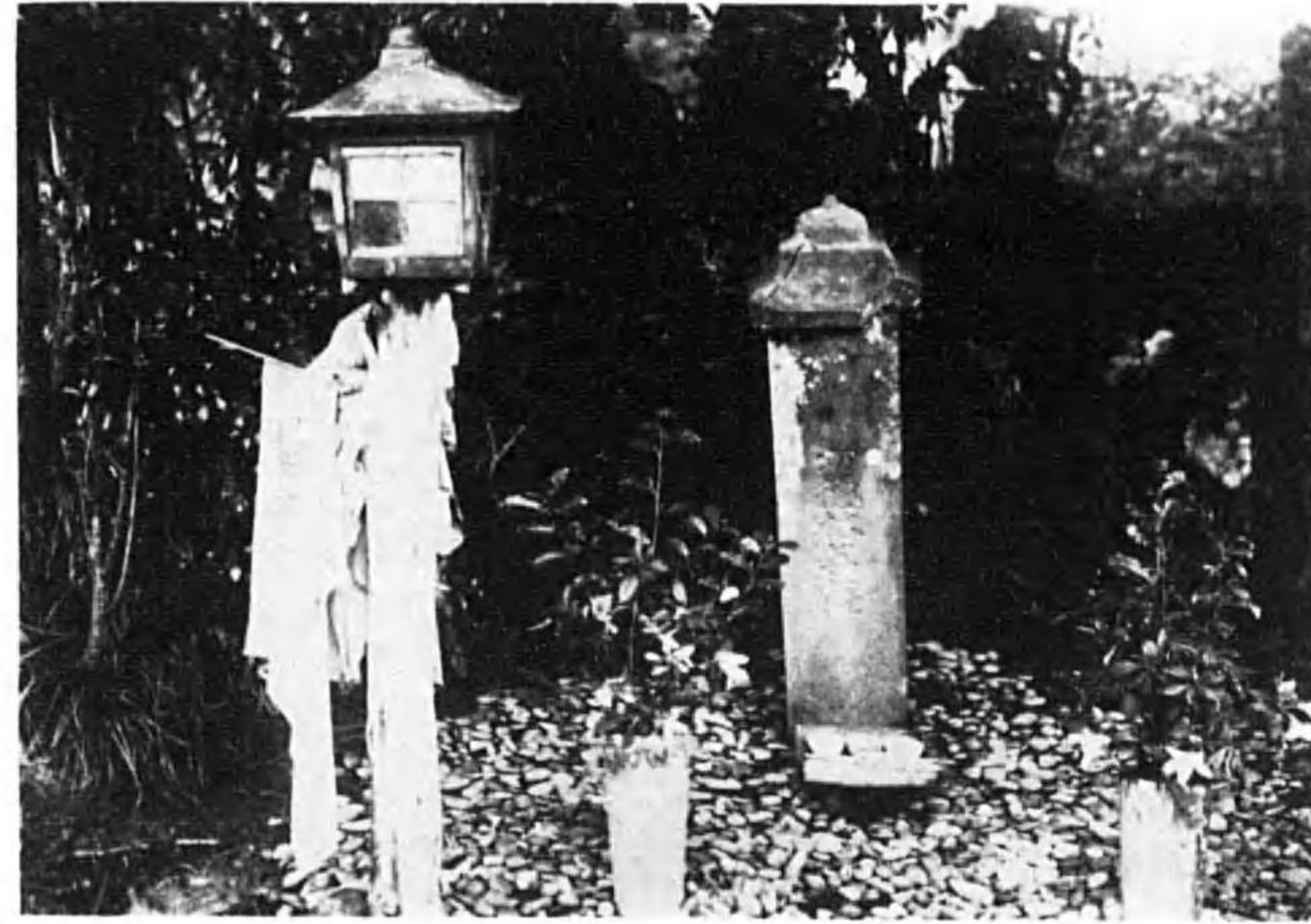
卒都婆を建てし所八、今存するもの七、内康永三年建つるもの六、又完全せるもの五、半存の分一、徳川時代に再建せしもの一、何れも郷人今に八所遺蹟と稱し、香華を供へて崇敬を怠らず、善く舊規を存するを以て、現存七ヶ所の卒都婆並その敷地とを合せて、明恵紀州遺蹟卒都婆なる概稱の下に統一し、保存要目史蹟部第二によつて、昭和六年六月史蹟として指定した次第である。



東白上全景



明恵紀州遺蹟卒都婆（東白上）



(立役) 婁都卒蹟遺州紀惠明



(寺 喜 歡) 同



景 全 上 白 西



(上白西) 婁都卒蹟遺州紀惠明



星 尾 全 景



明惠紀州遺蹟幸都婆(星尾)



(野糸) 同



大分縣
咸宜園趾



× 咸宜園趾位置 (據陸地測量部五分一地圖形圖)

の一廓には、同じく當時の遺物として秋風庵、倉庫、井戸等を存してゐる、而して此地域には元秋風庵の他、心遠、遠思樓、東塾講堂、最初東塾の建物があつた、即ちその跡地には近年淡窓圖書館を設けて紀

大分縣日田郡日田町大字豆

田字中城にあり、即ち宜園の趾は、今道路を挟みて、二ヶ所に分れ、道の西側なる二九六番及二九七番ノ一なる縣有地約三百四十坪の一廓には、宜園當時の遺物としては、井戸を存するのみであるが、此地域には元と考槃樓、西塾、南塾の建物を存し、東側なる九四番、九九番ノ一、二、三、四及百番ノ一、合せて六筆約千六百十坪なる廣瀬正雄所有地

念としてゐる。此兩敷地にありし諸建物を合せて咸宜園と總稱したのである。而して宜園は日田の人廣瀬淡窓が開きたる私塾である。

宜園建物数棟中今日に遺存せるは、只秋風庵及倉庫とであるが然し東西に分れてあつた敷地は幸ひ今にその境界明らかにかに、略々完全に遺されてゐる。



東側秋風庵所在の、廣瀬家所有に屬する一廓は、北西の一部町立日田工業學校の敷地の侵すところとなつて、多少變更を來せるも、その他は道路並溝及立木等によつて境し、且つ東方の一面は、土地の高低によつて一目その舊境界を識別する事が出来る。此地域内に存する、宜園當時の唯一の遺構たる、

秋風庵は淡窓の伯父月花貞高通の建てたもので、敷地の南隅に昔のまゝなる位置に庭と植込とを保ち、今は淡窓圖書館の附屬として、管理者の宿舍に充てられてゐる。

庵は、東西八間半、南北三間半、草葺二階建、階下五間階上三間、北側葺き下しの爲、その一面の外観は平家造の如くに見える月花の秋風庵記に、

雪中庵の三世なる空摩居士より、あか／＼と日はつれなくもとある、すゝき一むらあしらへる、芭蕉の翁の自畫賛軸はた其句によりて、いほりにもゑほしきせて、秋風と呼まほしと、庵の記綴りて贈らる。

との事より、秋風庵と號し、淡窓の父桃秋住みて老を養ふに當り、長春庵と改め、更らに淡窓講讀起臥の所となるや、春秋園と云ひ、又考槃樓を西家と稱するに對し、東家と呼んでゐる。林外の時和肅堂と稱し、今又舊に復して秋風庵と呼んでゐる。而して淡窓

と秋風庵との關係は甚だ深い。その著懷舊樓筆記文化十八年二月二十八日の條に、

余幼クシテ伯父母ニ養ハレ庵中秋風庵ニアルコト五年ナリ云々

と而して淡窓が此庵の近くに、塾を設くるに至つた次第は、上引懷舊樓筆記のつゞきに、

故ニ其傍ニト居シテ伯父母ノ膝下ニ趨陪看侍シテ、以テ幼時養育ノ萬一ヲ報セントス

と述べてゐる。而して翌々文化十四年正月、塾舎新築の工事の進むに及んで、此庵に來り或は下道の僑居にあり往復して此庵にて業を講せり、その後文政三年四月の頃塾生増加して、西塾狭く收容し能はざりしを以て、内十二人を此の

庵樓上に置きたることあり、事宜に使用別に一定せず、これ尙その父君の居住せられしに由るのである。故に父桃秋の死後に及び、こゝに常住し且つその庵號を改めたのである。即ち懷舊樓筆記



(廣瀬正雄藏) 芭蕉翁句

天保七年四月にその顛末を記して二十四日條に

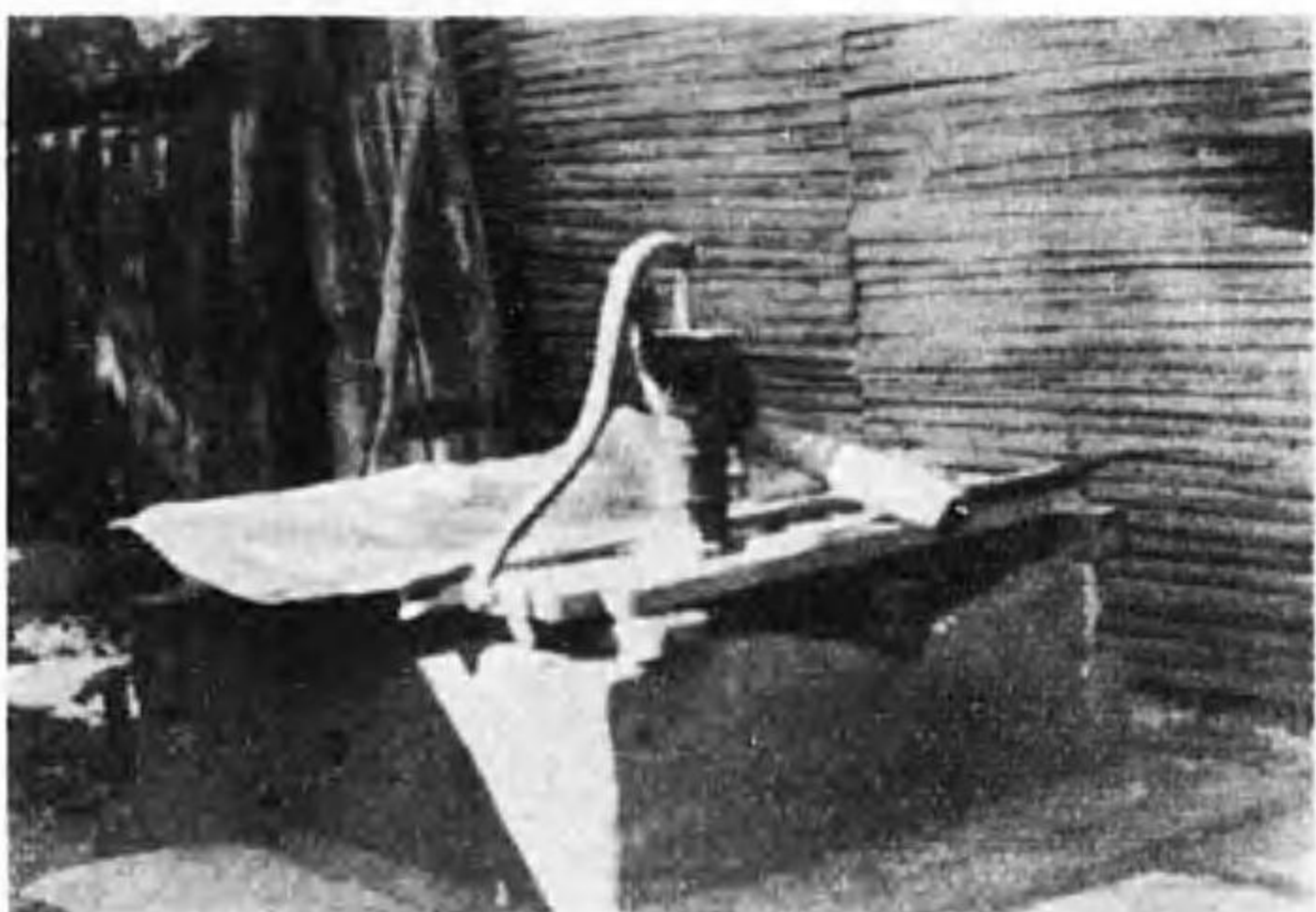
子梅花塙ヨリ東家即秋風庵ニ移リ住セシハ大昨年ノ冬ナリ、然レトモ謙吉旭窓舎弟家ニ在リ、予ハ隱居ヲ以テ自ラ居レリ。此節ニ至リ再ビ東西家ノ主人トナリ、又學生ノ師トナレリ。此頃ヨリ長春菴

ヲ改メテ春秋園トス、其故ハ菴ノ始メテ作リシハ伯父ナリ。

秋風菴ト號スル四十年ナリ、先考改メテ長春菴トシ玉ヒシヨリ、又十餘年ナリ、予ニ父ニ繼クヲ以テ、其名ヲ並存センコトヲ欲スルナリ、此レコノ篇春秋再出ヲ以テ稱スル所以ナリ

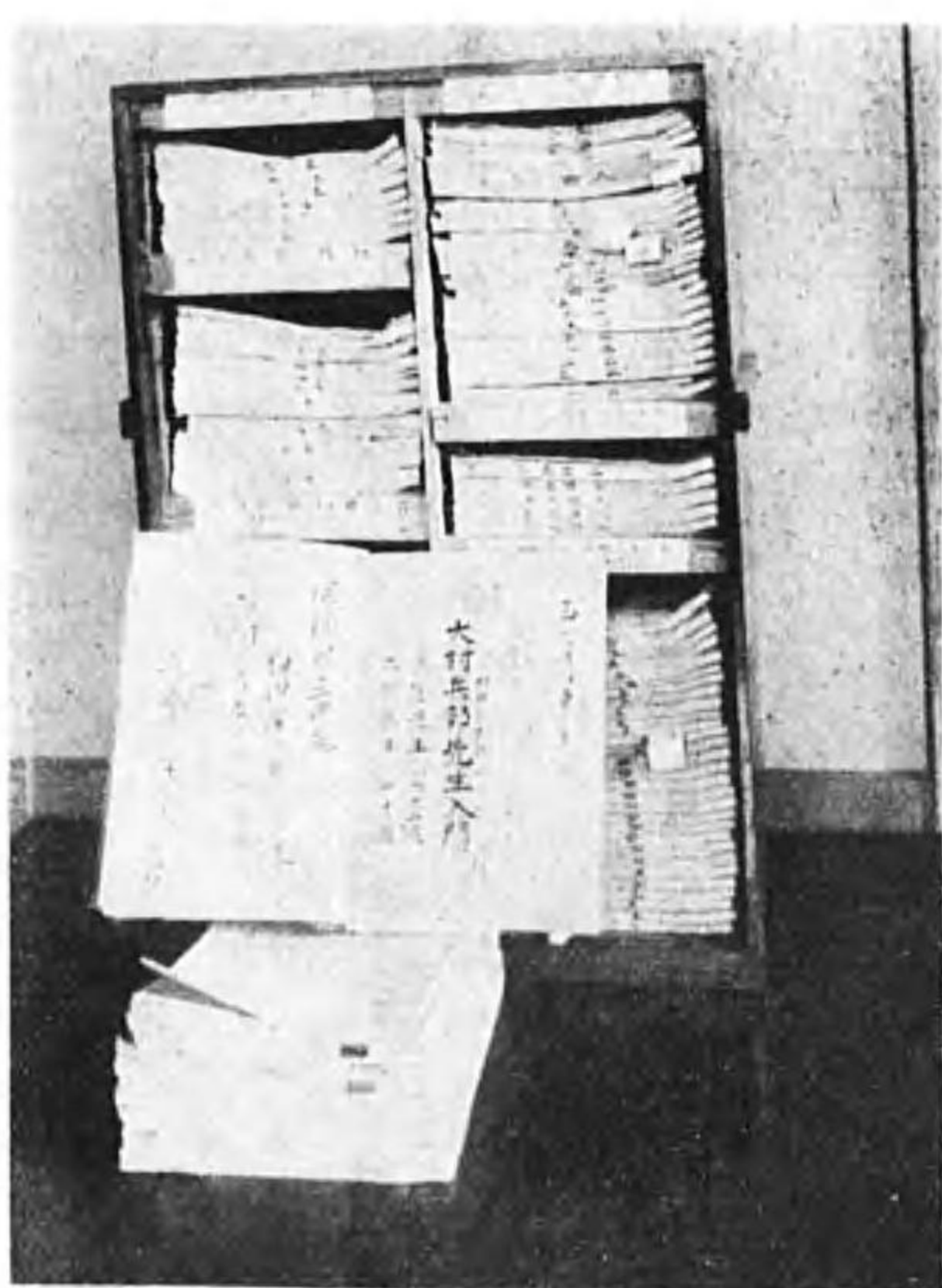
淡窓此の庵中に起居する事約二十三年、安政三年十一月朔日七十五の長壽を以てこゝに歿したのである。而して元と此の敷地内にあつた、宜園當時の建物は、多く維新後撤廢せられたものであるが、内遠思樓の建物は、今同町春日町加隈氏邸内に移されてゐる。

西側なる縣有地に屬する敷地は、元酢屋勘助所有畑地なりしを淡窓買受け文政十四年始めて桂林園の舊建物を移し、所謂咸宜園の基礎を定められたところである。今此地域内には舊郡役所の建造物を存し、又宜園當時の遺物としては、文政三年開鑿した井戸が遺されてゐるのみであるが、元の敷地の區劃は東側の方と同様、道路溝等によつて略々明らかにされ、唯東縣道に面せる部分は、今街路樹として殘されてゐる



(りあに内地敷所役郡舊) 戸井園宜成

部分迄、その敷地であつたと謂はれてゐる。即ち縣道擴張の爲に、舊地域より約六尺通り縮少された次第である。尙敷地内にある井戸は現用されてゐるが、此井戸は、懷舊樓筆記文政三年十一月七日の條に、人ヲヤトウテ井ヲ鑿ツ、是ヨリ敷甸ニシテ始メテ就レリ、今西塾ニアル所井是ナリ、その後又記して曰、



簿名 人 門 園 宜 成

是ヨリ先已ニ井ヲ鑿チタリ、工人利ヲ貪リ、力ヲ用フルコト省略セリ、故ニ今夏梅雨ノ時、石垣ノ石拔落チテ、井遂ニウツモレタリ、故ニ二度之ヲ鑿テリ、前後ノ費用多シ、事ハ始メテ慎マヌンバアルヘカラズ、

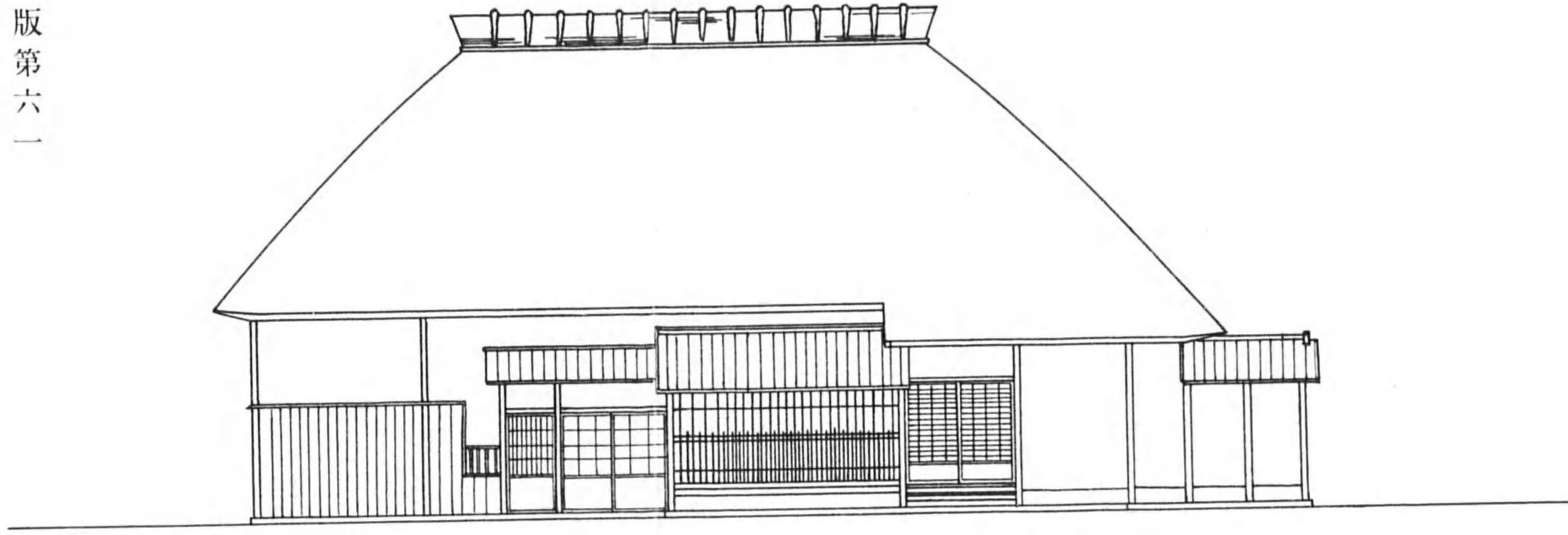
と云ふ由緒付のものである。

私塾を開キ子弟教養の任に當つたのは、淡窓姓は廣瀬名は簡通稱は求馬、その文化の初年で、同十四年今の地に塾舎を建て咸宜園と稱し、爾來舎弟旭莊、義子青村、義孫林外、代々塾を主裁し、四代五十年、幾多の人材を養成私塾として、廣く海内に其名を知られ、天下に指折り數へられたのであつた、宜園に淡窓が名を慕ひて集るもの盛なりし時は、在塾舎百人を越え、窓をして、其盛ナルコト他塾ニコエタリ、是世上文學ノ運一變スルノ始マリナリとの語を洩さしめたのであつた、

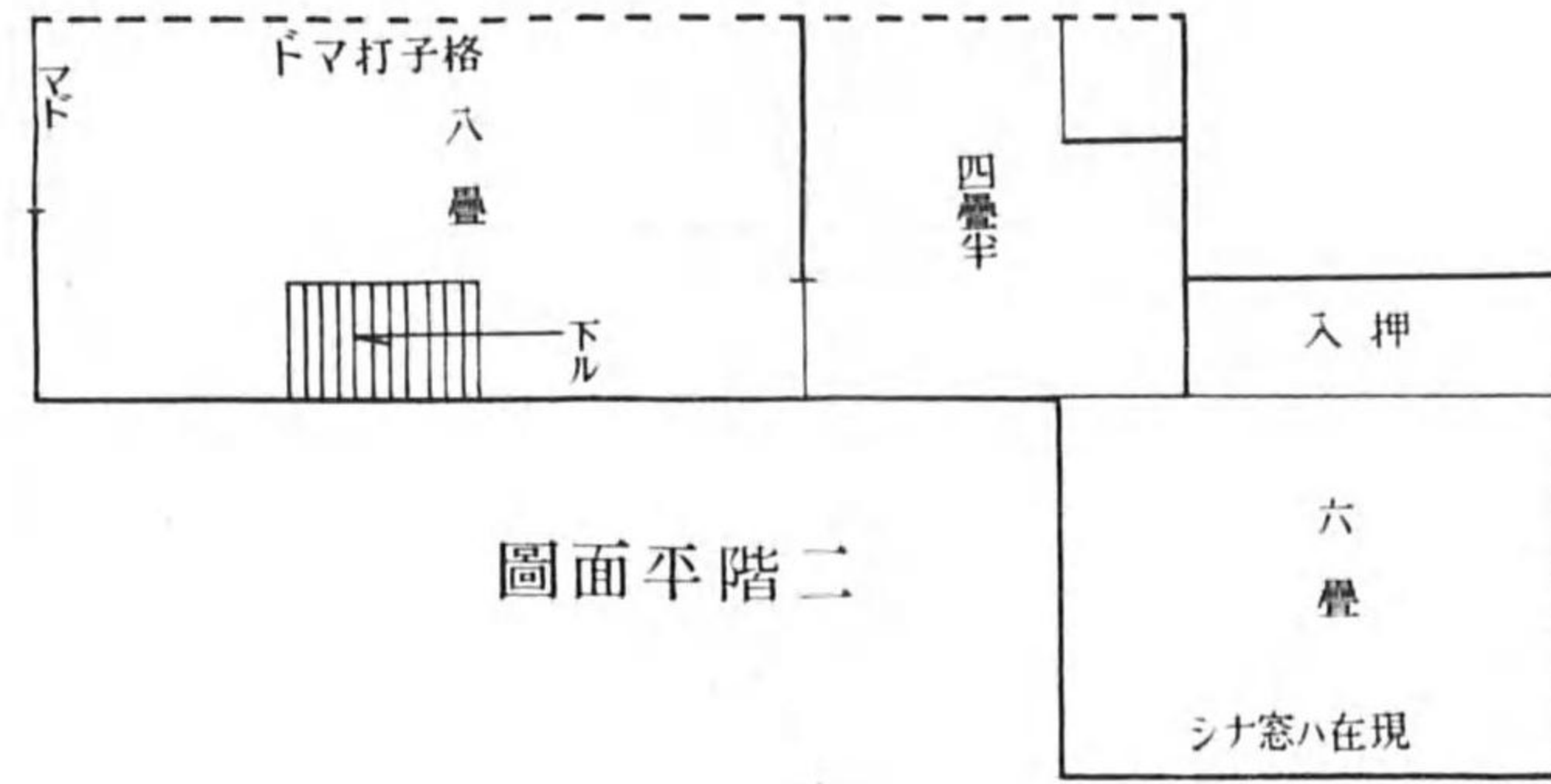
即ち此塾に學ぶ者鎮西諸國人は勿論遠くは青森方面より來れる者あり。生國を異にするもの六十四其數通計四千六百十七人、入門の名簿今に存して明らかである。而して此塾に學びし者で幕末より明治大正に互り社會に活躍名を擧げたものも尠くない。長州の大村益次郎もこゝに學んだ一人であり、高野長英、平野五岳も亦こゝに學び、長三州。故男爵横田國臣、松田道之、朝吹英二、秋月新太郎、龜谷省軒、谷口藍田、赤松連城等の諸氏も又こゝの出身で、伯爵清浦奎吾氏の如きは其の門人として生存せる一人である。

淡窓は此の私塾開業子弟教導の功によつて、早く天保十三年苗子帶刀を許され、又大正四年には、文化風教を裨益した功勞を認められ、正五位を贈られてゐる。

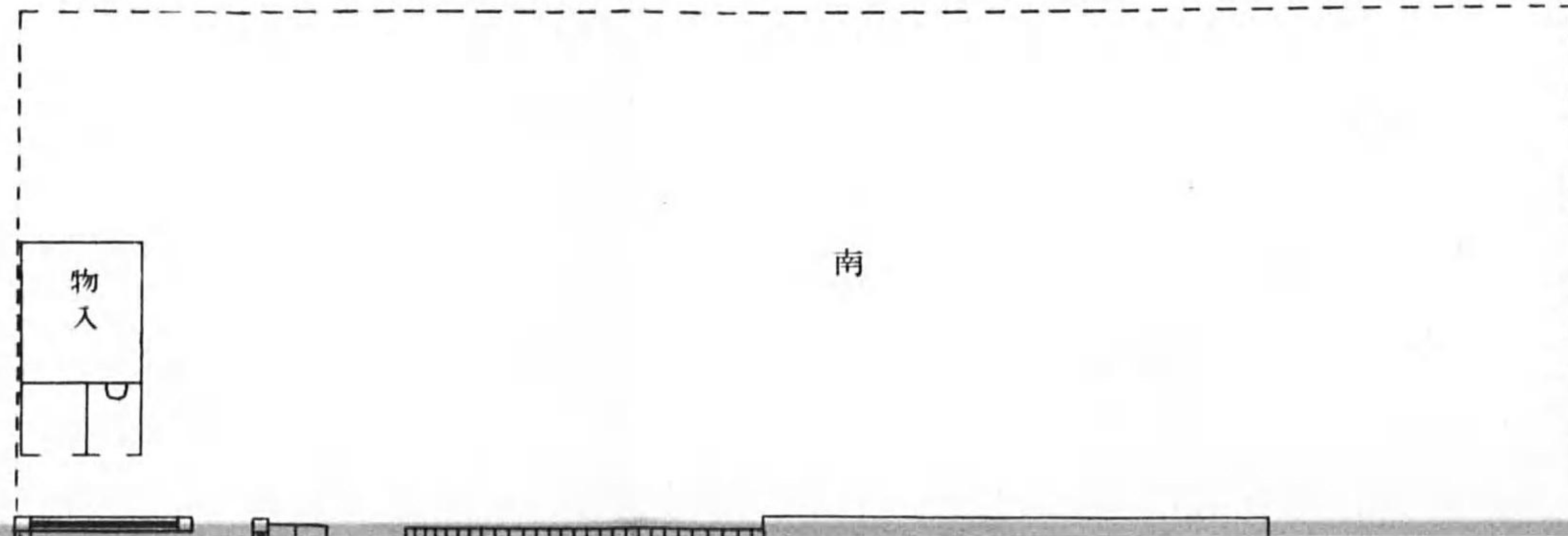
咸宜園の開かれてより今に百四十餘年、當初の建造物の多くは除かれ其舊狀を變じたる點あるも、その地域は幸よく保存され、宜園當初の建造物の一として、秋風庵及倉庫並井戸の今に存し、舊規の見るべきものあり。尙四塾主の遺著遺品及門人名簿等、宜園活躍狀況を見るべき多くの資料の傳はるあり。郷學の著名なる遺趾として保存要目史蹟の部第五によつて、昭和七年七月史蹟として指定せられた次第である。



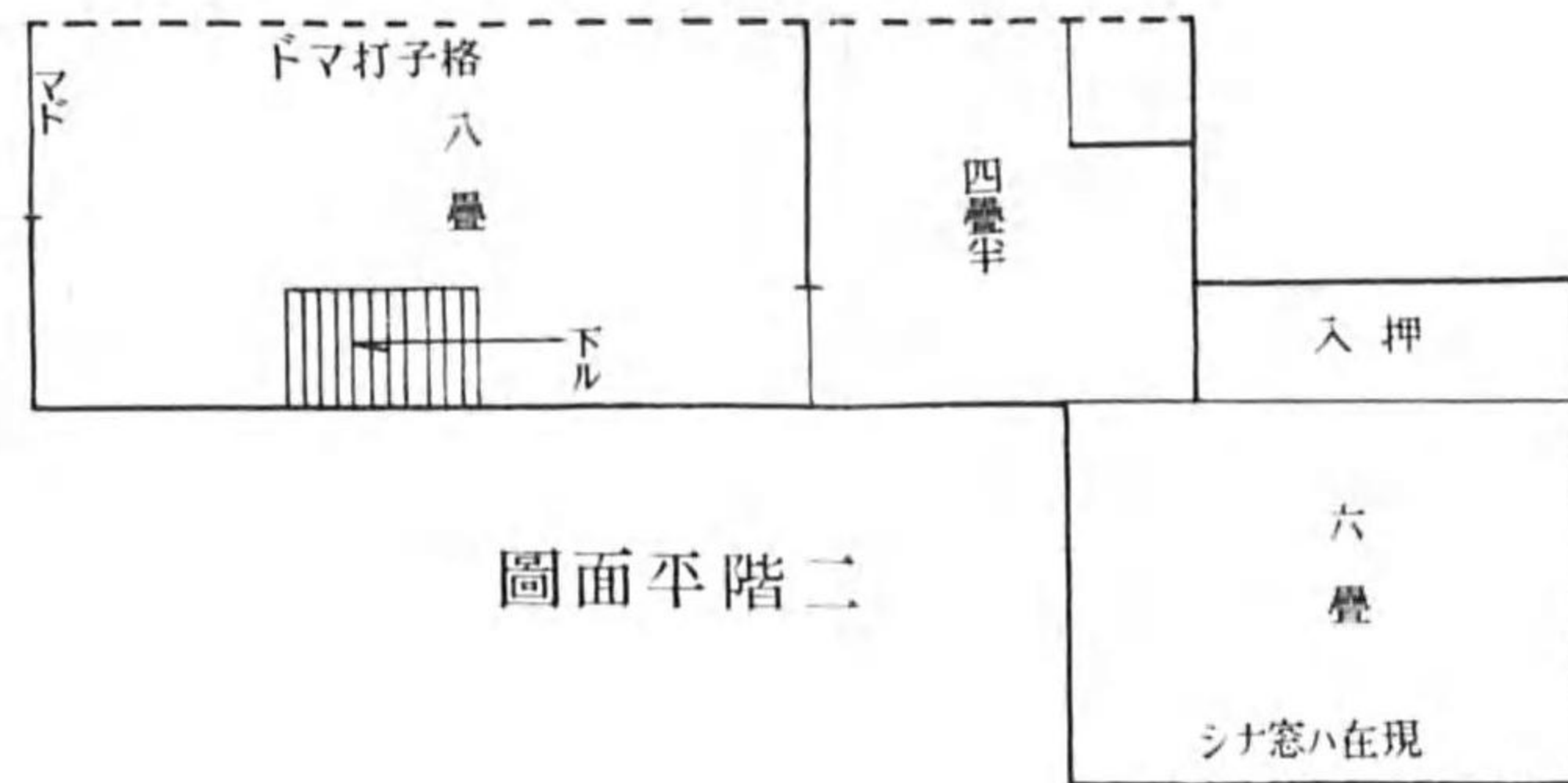
秋風庵實測圖



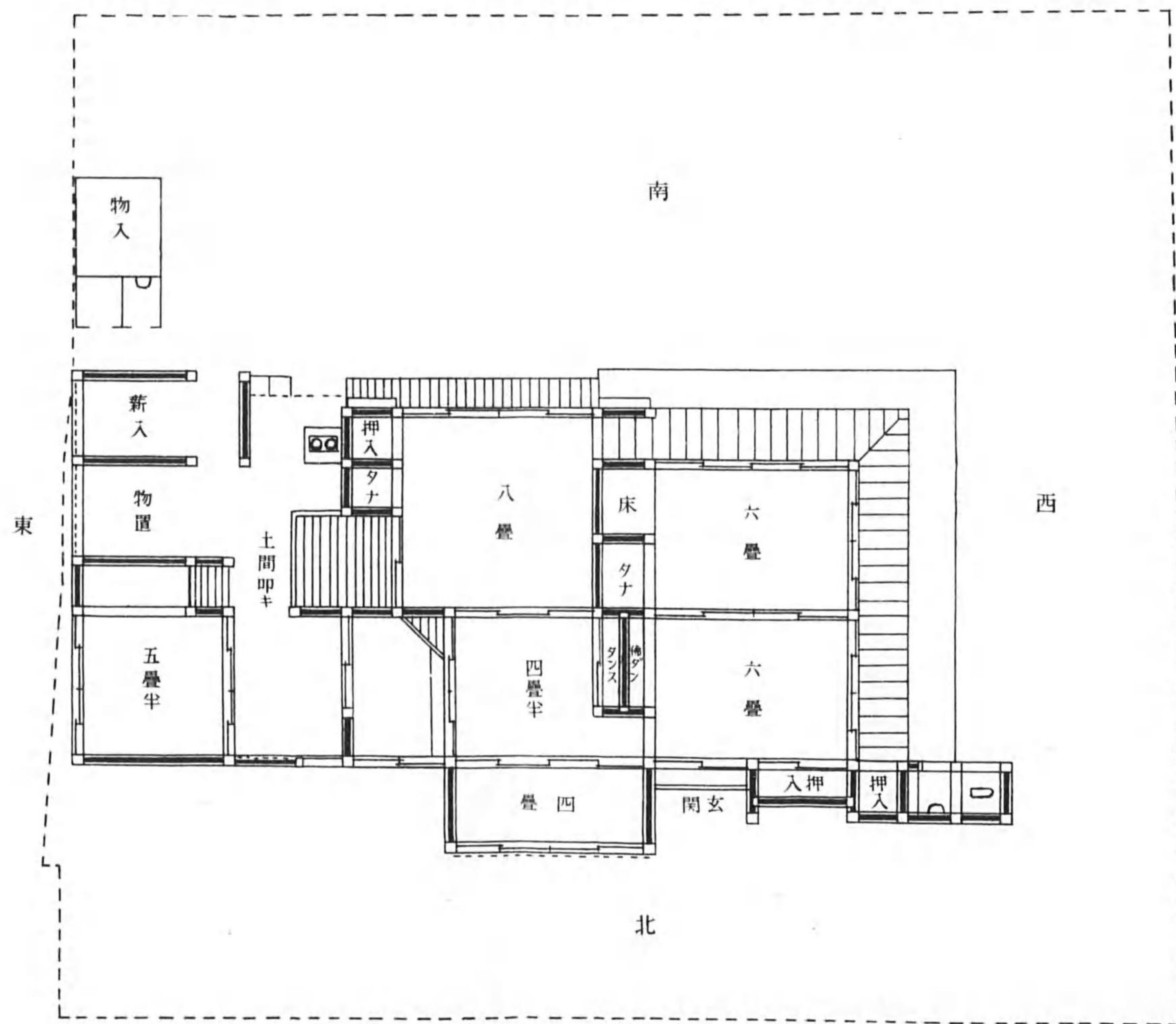
二階平面圖



淡窓は此の私塾開業子弟教導の功によつて文化風教を裨益した功勞を認められ、正五位を咸宜園の開かれてより今に百四十餘年、當初も、その地域は幸よく保存され、宜園當初の建造の見るべきものあり。尙四塾主の遺著遺品及傳はるあり。郷學の著名なる遺址として保存て指定せられた次第である。



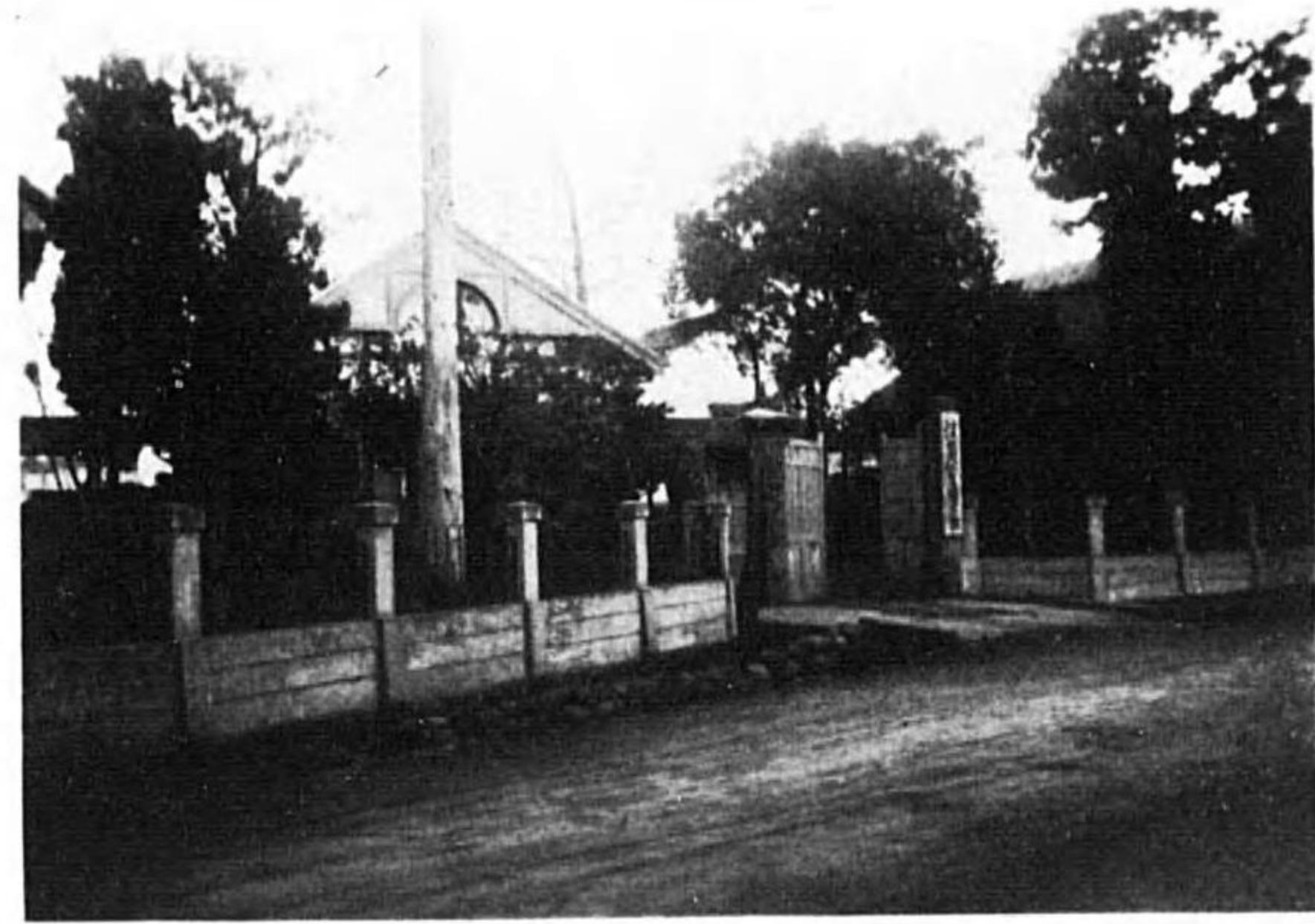
二階平面圖



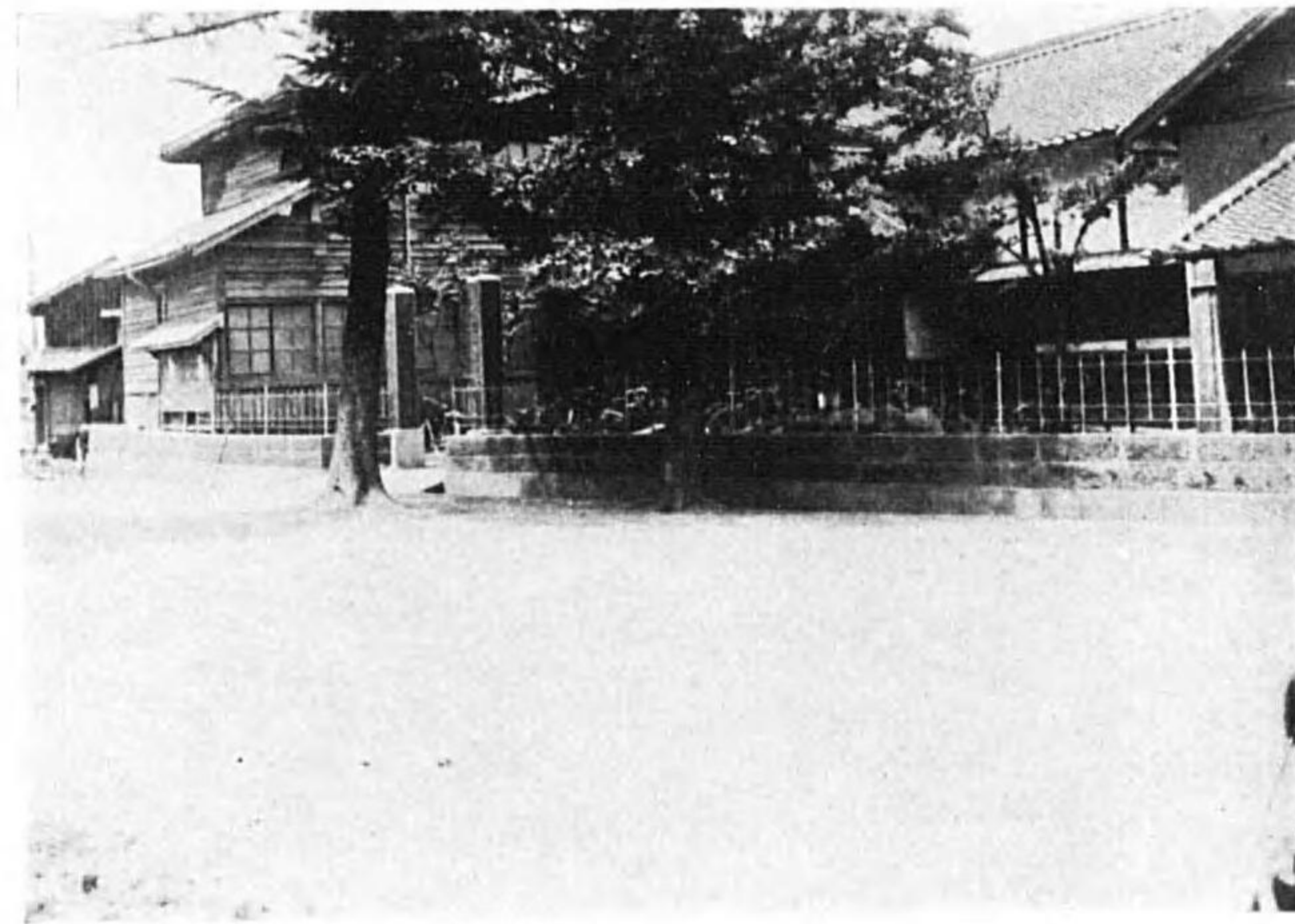
秋風庵階下平面圖

淡窓は此の私塾開業子弟教導の功によつて、早く天保十三年苗子帯刀を許され、又大正四年には、文化風教を裨益した功勞を認められ、正五位を贈られてゐる。

咸宜園の開かれてより今に百四十餘年、當初の建造物の多くは除かれ其舊狀を變じたる點あるも、その地域は幸よく保存され、宜園當初の建造物の一として、秋風庵及倉庫並井戸の今に存し、舊規の見るべきものあり。尙四塾主の遺著遺品及門人名簿等、宜園活躍状況を見るべき多くの資料の傳はるあり。郷學の著名なる遺趾として保存要目史蹟の部第五によつて、昭和七年七月史蹟として指定せられた次第である。



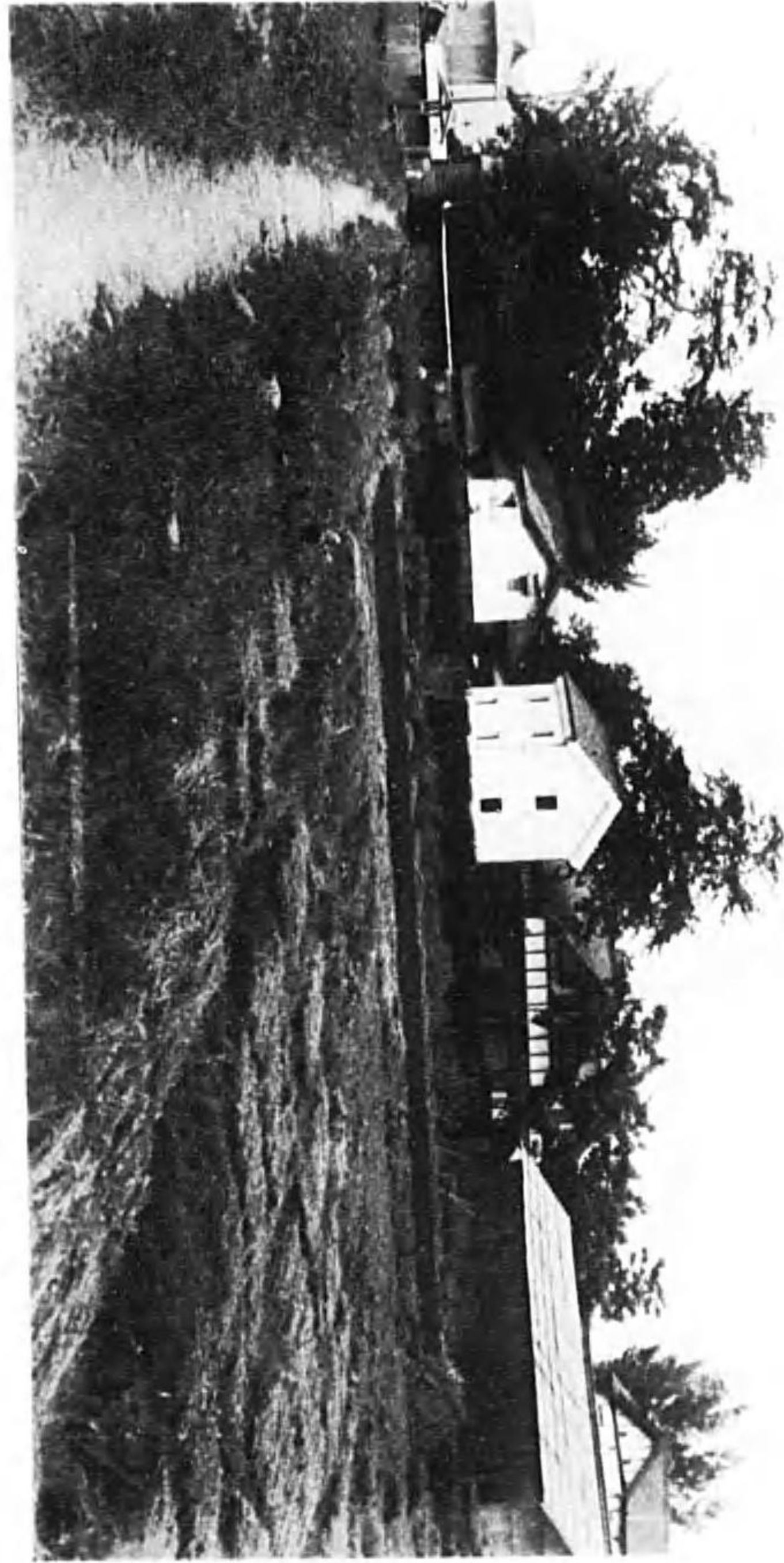
(側東) 陸 園 宜 成



(側西) 同

圖版第六四

(左 壁を 面 背 庭 風 秋 リ 土 點 地 の 方 東) 同



圖版第六三



(面正庭風秋) 陸 園 宜 成



(敷 座 同) 同

昭和十年三月二十日印刷
昭和十年三月廿五日發行

文
部
省

14.5
184

終